

基 本 仕 様 書

1 委託業務名

令和7年度介護施設等防災リーダー養成研修事業

2 事業目的

介護施設は自力で避難することが困難な方が多く利用していることから、利用者の安全を確保するため、災害に備えた十分な対策を講じることが必要である。

災害発生の際には、普段から利用者と接している介護職員が適切な避難誘導等を講じることができるか否かが被害を最小限に抑えるための重要なポイントであるため、介護施設等に勤務する介護職員を対象として、防災に関する必要な知識を習得するための研修会を開催し、災害発生時における被害の拡大防止を図ることを目的とする。

3 委託業務概要

(1) 研修開催時期

契約締結の日から令和8年3月まで

(2) 研修対象者

高齢者施設・事業所（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅）に勤務する介護職員

(3) 受講者数

延べ600名程度が受講することができるような環境を整備すること。

(4) 研修時間及び回数

1クールあたり6時間程度確保するものとし、これを6クール程度実施すること。なお、研修対象者の事情を考慮し、1クールを複数日に分けて実施することも可とする。

(5) 受講方法

集合形式又はライブ配信、オンデマンド配信等とすること。なお、複数の方法を組み合わせることも可とする。

(6) 受講料

無料

(7) 研修内容

ア 防災研究分野の専門家の講演

イ 効果的な取組事例の紹介

ウ 事例検討 など

4 委託業務内容に付随して受託者が実施する主な業務

(1) 事前準備

ア 業務計画書の作成

実施スケジュール、カリキュラム、実施体制等を具体的に作成し、委託者に提出する。

イ 講師の選定

防災に関する研修の講師経験を豊富に積んでおり、適切に講義を実施できる者とする。

また、研修の進行管理や事例検討のグループワーク時のファシリテーター役を担う補助講師を設置すること。

ウ 会場確保

定員が収容可能な交通の利便性がよく前述の３に掲げる研修内容を実施することのできる場所とする。

エ 募集案内資料の作成

募集案内資料には、３（１）から（７）までの事項を記載すること。

また、愛知県からの委託事業であることがわかるように以下の項目を明記するとともに、愛知県ロゴマーク（次のイラスト）を活用すること。

- ・主催者が愛知県である旨
- ・問合せ先（受託者名、電話番号）

<愛知県ロゴマーク>



オ 受講生の募集

十分な募集期間を取り、３（２）に規定する高齢者施設・事業所に対して受講生の募集案内を行う。

ただし、必要に応じて委託者が協力し、共同で行う。

カ 受講生の受付

受講希望者を取りまとめること。

キ 講師等との各種調整

研修前のカリキュラムの調整、スケジュールの調整などを行うこと。

（２）研修時

ア 研修に必要な備品、テキスト等の準備

イ 研修中の講師及び受講者のサポート

（３）研修内容

ア 研修事業の目的に沿った内容とすること。

また、介護職員が受講することを配慮した内容・構成とすること。

イ グループワークを含めること。

施設種別を考慮したグループ分けとすること。

（４）研修の評価

参加した受講者を対象としたアンケート調査を実施すること。

なお、アンケート調査項目については、事前に甲と協議のうえ、決定すること。

（５）研修終了後

研修修了者名簿を作成し、名簿の管理を行うこと。

※上記の（１）から（５）に掲げる業務のほか、受託者は当該研修事業を実施する上で必要な一切の業務を行うものとする。

6 事業の報告

- (1) 受託者は、委託者から当該委託事業に関する説明又は報告を求められたときは、これを行うこと。
- (2) 受託者は、委託者に対し、委託事業終了後速やかに事業実績を報告すること。(紙媒体1部、電子媒体1部)

7 その他

- (1) 業務を行うに当たって、著作権等の権利の対象となるものを使用するときは、その使用に関する一切の責任は受託者が負うものとする。
- (2) 業務によって得られる資料及び成果物は、委託者が所有するものとする。
- (3) 研修の実施に当たり、公衆衛生危機（新型コロナウイルス感染症等）や災害への対応等その他研修内容については、事前に委託者と受託者が別に協議を行い、実施するものとする。
- (4) この基本仕様書に定めるもののほか事業の詳細については、乙の企画提案書のとおりとする。ただし、本基本仕様書及び企画提案書に予定されていない事項や、具体的な事業実施手法に関して必要な事項についても、甲乙協議のうえ委託金額の範囲内で実施できるものとする。
- (5) この基本仕様書及び乙の企画提案書に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、これを定める。
- (6) 本業務の実施に当たっては、事前に甲と協議するとともに、進捗状況を逐次報告すること。
- (7) 本業務に係る実施監査等が行われる際、乙は協力すること。
- (8) 乙は、事業完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、甲の求めに応じて何時でも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (9) この基本仕様書及び乙の企画提案書に定める事項によりがたい細部項目については、その都度、甲の指示を受けるものとする。